

第1回小金井市長期計画審議会

令和5年1月27日

## 小金井市長期計画審議会条例

(設置)

**第1条** 小金井市基本構想・基本計画を策定するとともに、同計画を推進し、及び効果を検証するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の推進及び効果検証に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 小金井市基本構想・基本計画の策定に関する必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 関係団体が推薦する者 5人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 教育委員会の委員 1人
- (5) 農業委員会の委員 1人
- (6) 市に勤務する職員及び関係行政機関の職員 2人以内

3 前項第1号に定める委員は、公募によるものとする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長が前条第2号の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議公開)

**第7条** 審議会の会議は、公開とする。

(専門委員)

**第8条** 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任規定)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。